

○総務省令第十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官) 第十八条の二 企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官一人を置く。 〔2〕6 略</p> <p>(行政経営支援室及び企画官) 第二十二条の二 市町村課に、行政経営支援室及び企画官一人を置く。 〔2〕略 〔一・二〕略 〔削る〕 〔3〕略</p> <p>4   企画官は、命を受けて、地方公共団体における情報通信技術の活用等による行政改革の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(デジタル経済推進室) 第四十七条 地域通信振興課に、デジタル経済推進室を置く。 2 デジタル経済推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地域の特性の応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関する事。 二 前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関する事。 3 デジタル経済推進室に、室長を置く。</p> <p>(企画官及び消費者行政調整官) 第五十九条 消費者行政第一課に、企画官及び消費者行政調整官一人を置く。 2 企画官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。 3    略</p> <p>(危険物保安室及び特殊災害室並びに違反処理対策官、国際規格対策官及び設備専門官) 第三百十条 略 2 危険物保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〕五 略 六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百七十六条第二項の規定による消防庁長官の意見に関する事。 〔七〕略</p>	<p>(人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官) 第十八条の二 企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官二人を置く。 〔2〕6 同上</p> <p>(行政経営支援室) 第二十二条の二 市町村課に、行政経営支援室を置く。 〔2〕同上 〔一・二〕同上 三 中核市の指定に関する事。 〔3〕同上 〔新設〕</p> <p>(地方情報化推進室) 第四十七条 地域通信振興課に、地方情報化推進室を置く。 2 地方情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地域の特性の応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関する事務のうち、地方公共団体等が行うものに関する事。 二 前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関する事務のうち、地方公共団体等が行うものに関する事。 3 地方情報化推進室に、室長を置く。</p> <p>(消費者行政調整官) 第五十九条 消費者行政第一課に、消費者行政調整官一人を置く。 〔新設〕 2    同上 〔同上〕</p> <p>(危険物保安室及び特殊災害室並びに違反処理対策官、国際規格対策官及び設備専門官) 第三百十条 同上 2 危険物保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〕五 同上 六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四十七条の五第二項の規定による消防庁長官の意見に関する事。 〔七〕同上</p>

「3～8 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「3～8 同上」

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。